

新・総合特別事業計画（抄）

当資料では、2014年1月に認定を受けた新・総合特別事業計画から変更があった項目のみを記載し、変更箇所を赤字とした。

2014年1月15日（認定）

2014年7月30日（変更認定申請）

原子力損害賠償支援機構

東京電力株式会社

<目次>

目次中の赤字は変更があった項目

1. 新計画策定の趣旨	3
(1) これまでの総合特別事業計画	3
(2) 総特策定後の事業環境の変化	3
(3) 国と東電の役割分担の明確化	3
(4) 新・総合特別事業計画の枠組み	3
(5) 新・総合特別事業計画における取り組み（ポイント）	3
(付表) 新・総合特別事業計画における取り組み	
2. 福島復興の加速化	5
(1) 福島復興のための国の全体方針	5
(2) 福島復興のための東電の取り組み	5
3. 原子力損害の賠償	6
(1) 原子力損害の状況	6
(2) 要賠償額の見通し	7
(3) 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策（「3つの誓い」）	8
(4) 福島復興に向けた取り組みの深化	16
4. 事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全	24
(1) 福島第一原子力発電所の着実な廃炉の推進	24
(2) 原子力安全の確保	24
5. 東電の事業運営に関する計画	24
(1) 事業運営の基本方針	24
(2) 経営の合理化のための方策	24
(3) 持続的な再生に向けた収益基盤作り	24

（４）経営責任の明確化のための方策	24
（５）金融機関及び株主への協力要請	24
（６）特別事業計画の確実な履行の確保	24
6. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項	25
（１）需給と収支の見通し	25
（２）資産と収支の状況に係る評価	25
7. 資金援助の内容	26
（１）東電に対する資金援助の内容及び額	26
（２）交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項	26
8. 機構の財務状況	27

1. 新計画策定の趣旨¹

<略>

(1) これまでの総合特別事業計画

<略>

(2) 総特策定後の事業環境の変化

<略>

(3) 国と東電の役割分担の明確化

<略>

(4) 新・総合特別事業計画の枠組み

<略>

(5) 新・総合特別事業計画における取り組み（ポイント）

<略>

(付表)

<略>

¹ 特別事業計画は、2014年1月に原子力損害賠償支援機構法第46条第1項に基づく変更認定を受けた。その後、2014年7月に損害賠償に万全を期すため、同法第41条第2項第2号（要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策）等に係る内容の変更について主務大臣の認定を申請するが、その他の内容は需給や収支の見通し、経営環境の変化等を踏まえて精査する必要があるため、今後所要の変更について検討するものとする。

各論

2. 福島復興の加速化

(1) 福島復興のための国の全体方針

<略>

(2) 福島復興のための東電の取り組み

<略>

3. 原子力損害の賠償

東電は、閣議決定も踏まえ、避難を余儀なくされている方々や事業再開を検討されている方々が、一刻も早く仕事に就き、事業を再開し、新しい生活を始められるよう、事故の原因者として被害者の方々に徹底して寄り添うとともに、賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹することを約束する。

具体的には、紛争審査会の指針に基づき速やかに賠償を行うほか、東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する。また、東電自身も手続きの簡素化や情報提供など主体的に賠償支払いの円滑化に取り組むことで、被害者の方々への早期の賠償金支払い完了を目指す。さらに、被害者の方々が今後の生活再建に向けた判断・意思決定を行う上で必要となる、賠償の概要や今後の開始予定時期、各世帯や法人が受け取ることのできる賠償総額の見通しを提示する。

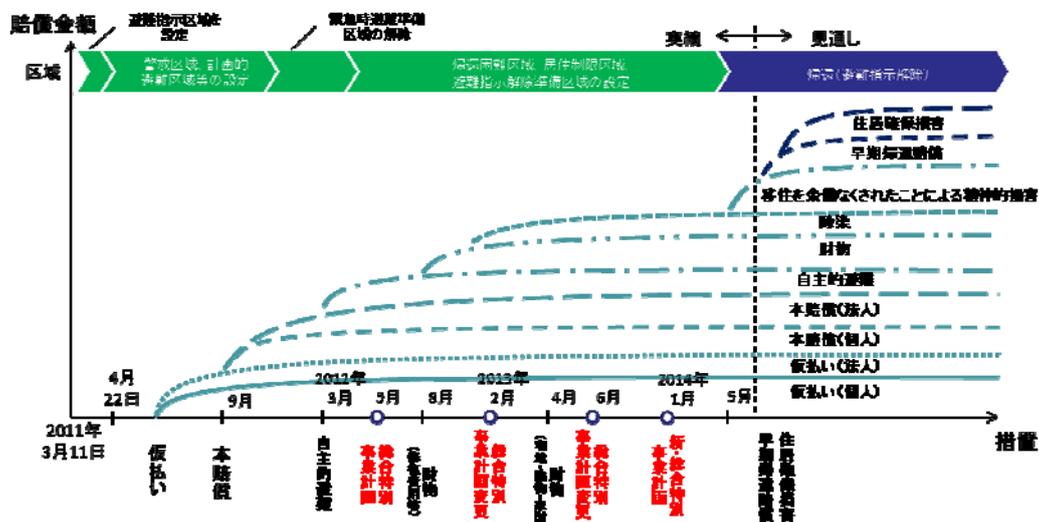
(1) 原子力損害の状況

紛争審査会は、2011年8月5日、中間指針を策定した。これを受けて、東電は、中間指針に沿って原子力損害の項目ごとの賠償基準を定めた。そのうち、主な損害項目は次表のとおりである。

政府による避難等の指示等に係る損害	
検査費用（人）	
避難費用	
一時立入費用	
帰宅費用	
生命・身体的損害	
精神的損害	
営業損害	
就労不能等に伴う損害	
検査費用（物）	
財物価値の喪失又は減少等	
政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害	
営業損害	
就労不能等に伴う損害	
政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害	
営業損害	
就労不能等に伴う損害	

検査費用（物）
その他の政府指示等に係る損害
営業損害
就労不能等に伴う損害
検査費用（物）
風評被害
農林漁業・食品産業の風評被害
観光業の風評被害
製造業、サービス業等の風評被害
輸出に係る風評被害
間接被害
放射線被ばくによる損害

紛争審査会は2011年12月、2012年3月、2013年1月及び同年12月に順次、中間指針の追補を公表し、それに対応して、東電は、賠償の体制整備や賠償方針・対象の見直し等を行ってきた。



(2) 要賠償額の見直し

① 状況変化を踏まえた前提等の見直し

東電は、2014年1月に認定を受けた新・総特において、作成時点で可能な範囲で合理性をもって確実に見込まれる賠償見積額を4兆9,088億4,400

万円に見直した。しかしながら、以下の通り、中間指針第四次追補を踏まえ、住居確保損害の賠償基準を確定したことや、2014年3月以降の就労不能損害の取り扱いを決定したこと等を踏まえ、賠償見積額を見直す必要が生じている。

i) 住居確保損害の賠償基準の確定

東電は、中間指針の考え方を考慮したうえで、住居確保損害の賠償基準を策定し、中間指針では賠償対象とされていなかった建築関連費用（設計監理料、建築確認費用、不動産仲介手数料等）についても賠償することとした。

ii) 就労不能損害の取り扱いの決定

東電は、2014年3月以降の期間についても、就労意思のある方に対しては、将来の生活に見通しを立てるための期間として、最長で12か月間（2015年2月まで）、就労不能損害を賠償することとした。また、避難指示解除後の帰還に伴う就労不能損害についても、最長で12か月間賠償することとした。

② 賠償見積額

これらを踏まえ、賠償見積額を見直した結果、要賠償額の見通しは5兆4,214億3,900万円となった。

なお、風評被害のような賠償支払実績に基づいて賠償額を見積らざるを得ない項目等については、今後時間の経過とともに要賠償額が増加せざるを得ないとの見方もあることから、今後とも賠償支払に支障が生じることのないよう、交付国債の増額を求めていくことが必要である。

(3) 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策（「3つの誓い」）

① これまでの取り組み

東電は、これまで「5つのお約束」に則り、支払手続き・紛争解決手続きの迅速化や請求のご負担軽減、被害者の方々のご事情を斟酌した対応など、「親身・親切的な賠償」を徹底・加速させてきたが、新・総特においては、被害者の方々に早期に生活再建の第一歩を踏み出していただくため、「5つのお約束」を包含し、さらに充実・拡充した「3つの誓い」を新たに掲げ、各種の取り組みをグループを挙げて実施している。

賠償のお支払いについては、以下をはじめとする項目を順次実施すると

もに、それらの進捗に合わせて必要な体制を整備している（2014年7月現在、約1万人の体制）。

- ・対象者が約150万人に及ぶ自主的避難等に係る賠償（2012年3月受付開始、2012年12月追加賠償受付開始）
- ・精神的損害、就労不能損害、営業損害等について、避難指示区域の個人及び法人・個人事業主の方々に対する将来分を含めた賠償金の包括払い（2012年10月受付開始）
- ・償却資産・棚卸資産の賠償（2012年12月受付開始）
- ・宅地・建物・借地権、家財の賠償（2013年3月受付開始）
- ・避難生活等による精神的損害（要介護者さま等への増額）に係る賠償（2014年1月受付開始）
- ・家財（仏壇）の賠償（2014年3月受付開始）
- ・飲料水の安全確保のための賠償（葛尾村）（2014年5月受付開始）
- ・住居確保損害の賠償（2014年7月受付開始） 等々

その結果、2014年6月末までに、合計（延べ件数）で約217万件的請求書（個人：61万件、法人・個人事業主等：26万件、自主的避難：130万件）を受け付けており、仮払補償金と本賠償の合計支払額は4兆343億円にまで至っている。

【項目別賠償額】

	要賠償額 (今回変更計画)	賠償合意実績* (2014年6月末現在)
I. 個人の方に係る項目	20,076億円	14,831億円
検査費用等	3,099億円	1,994億円
精神的損害	10,318億円	7,193億円
自主的避難等	3,678億円	3,626億円
就労不能損害	2,980億円	2,016億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	17,835億円	16,952億円
営業損害、出荷制限指示等による損害及び風評被害	16,466億円	15,583億円
間接損害等その他	1,369億円	1,369億円
III. 共通・その他	16,302億円	8,665億円
財物価値の喪失又は減少等	11,320億円	8,415億円
住居確保損害	4,731億円	-
福島県民健康管理基金	250億円	250億円
合計	54,214億円	40,449億円

※振込手続き中等の未払い分を含むため、支払額とは一致しない。

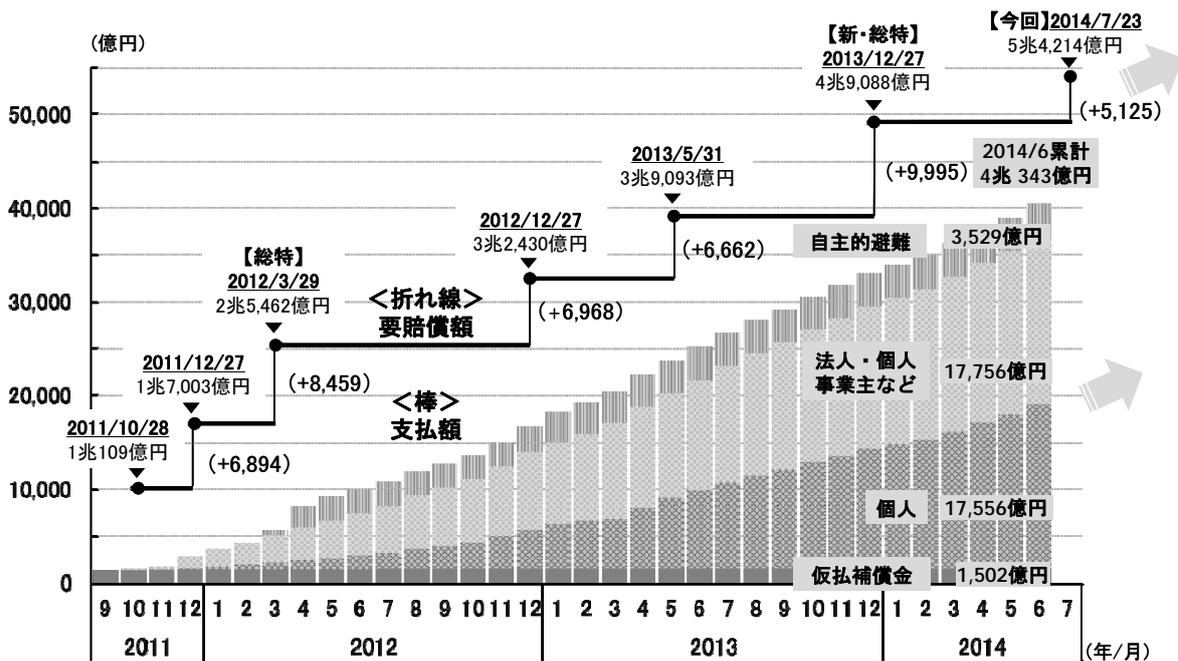
必要書類の確認日数については、2011年11月末時点で個人の本賠償が平均34日、法人の本賠償が平均21日だったものを、2014年6月末時点ではそれぞれ平均16日、平均14日まで短縮するに至った。

なお、財物賠償で最も手続きに時間を要していた現地評価については、現地出向者の増員による体制強化に加え、賠償基準の運用見直しや、ご提出いただく書類の簡素化などを行い、賠償開始当初は確認作業に3か月程度を要していたが、2014年5月以降は15日程度までに短縮している。

また、2013年7月以降本賠償のご請求を呼びかける取り組みを強化し、本賠償未請求の方に、約9,100件のダイレクトメール送付、約8,000件の電話連絡や戸別訪問を実施したほか、2014年3月には新聞広告も掲載した。その結果、仮払補償金をお支払いした16.5万人の方のうち、2014年6月末時点で97%にあたる16.0万人の方から本賠償の請求を受領しており、さらに、全体の82%が、包括請求方式によるお支払いに至っている。

さらに、避難等対象区域内の法人・個人事業主の方に対しても、電話連絡等によりご請求を呼びかけた結果、約13,800社から本賠償の請求を受領している。

【賠償支払額及び要賠償額の推移】



<参考>個人の方に対する賠償（財物賠償を除く）の合意状況

（2014年6月末現在）

		単身世帯	2人世帯	4人世帯
避難指示 解除準備区域	平均合意額	959万円	1,820万円	3,613万円
	（世帯数）	(4,679)	(3,189)	(1,561)
居住制限区域	平均合意額	961万円	1,915万円	3,705万円
	（世帯数）	(4,188)	(2,310)	(1,089)
帰還困難区域	平均合意額	1,159万円	2,285万円	4,462万円
	（世帯数）	(4,317)	(2,499)	(1,112)

- ※1 2012年10月に受付開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。
就労不能損害、精神的損害、その他実費等の合意額であり、家財、宅地・建物・
借地権、**移住を余儀なくされたことによる精神的損害**の合意額は含まない。
- ※2 世帯構成は包括請求時のもの。
- ※3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む。

<参考>個人・個人事業主の方に対する財物賠償（家財、宅地・建物）
の合意状況（2014年6月末現在）

		家財	宅地・建物
避難指示 解除準備区域	平均合意額	457万円	3,029万円
	（世帯数）	(9,810)	(4,689)
居住制限区域	平均合意額	462万円	3,352万円
	（世帯数）	(7,683)	(3,667)
帰還困難区域	平均合意額	602万円	4,080万円
	（世帯数）	(7,867)	(3,504)

- ※1 2012年10月に受付開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。
借地権は含まない。複数の土地・建物を所有している方を含む。
- ※2 世帯数は包括請求時のもの。
- ※3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む。

<参考>移住を余儀なくされたことによる精神的損害の合意状況(2014年6月末現在)

	単身世帯	2人世帯	4人世帯
平均合意額	701万円	1,394万円	2,795万円
(世帯数)	(2,551)	(1,691)	(689)

※1 2012年10月に受付開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。

※2 世帯構成は包括請求時のもの。

※3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む。

※4 移住を余儀なくされたことによる精神的損害の対象地域は、
帰還困難区域と双葉町・大熊町の避難指示解除準備区域・居住制限区域

② 「3つの誓い」に基づく今後の取り組み

被害者の方々に早期に生活再建の第一歩を踏み出していただくために、これまでの取り組みにとどまらず、各種取り組みを全社を挙げて実施する。

i) 最後の一人まで賠償貫徹

- ・2013年12月に成立した消滅時効特例法の趣旨を踏まえるとともに、中間指針第四次追補の策定に伴う賠償等、今後の新たな賠償についても責任をもって対応するため、賠償額の増加にとらわれず、最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹する。
- ・具体的には、本賠償未請求の個人の方への電話連絡や戸別訪問等を通じ、ご請求を呼びかける取り組みを引き続き実施する。
- ・さらに、仮払補償金・本賠償ともに未請求の個人の方からご請求いただくため、自治体のご協力を得て、自治体が保有する住民情報と東電が保有するご請求者さま情報を照合したうえで、未請求であることが判明した方に対し、ダイレクトメールのご送付や、電話連絡、戸別訪問によるご請求の呼びかけなどを実施し、賠償の貫徹に努めていく。

ii) 迅速かつきめ細やかな賠償の徹底

- ・被害者の方々の生活再建を早期にはかるため、中間指針第四次追補関連賠償（移住を余儀なくされたことによる精神的損害、住居確保損害等）を着実に実施するほか、避難指示の解除後早期に帰還される方に対する生活上のご不便さに伴う追加賠償（2014年4月に避難指示を解除した田村市は受付開始済）、国と一体になって取り組む飲料水の安全確保に関する賠償（セシウムが検出された飲料水の水源を利用されている方へ井戸の掘削やフィルターの設置等の費用をお支払い、葛尾村は2014年5月より受付開始）を実施する。
- ・また、放射性物質汚染対処特措法²施行前に実施した除染作業に係る費用等について、早急に賠償基準を検討・策定し、2014年9月を目途に受付開始を目指す。
- ・さらに、避難生活等におけるご負担が大きい要介護状態等のご事情を

² 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

お持ちの方に対し、精神的損害に係る賠償を増額するなど、損害の程度について斟酌すべき個別の事情がある場合には、今後も合理的かつ誠実に対応していく。

- ・ なお、法人・個人事業主の方々に対する賠償については、避難先から帰還された際の事業再開に係る追加的費用等の賠償基準についても今後明確化していくが、営業損害や風評被害の賠償については、移転を余儀なくされる場合を含めて、賠償対象期間等の取り扱いが必ずしも明確となっていない。被害者の方にもご理解いただける判断基準を明確化することが、生活再建・事業再開に向けた検討・意思決定にも必要であると考えられる。
- ・ 賠償のお支払い手続きにおいては、個別の事情をこれまで以上に丁寧に伺うため、経験豊富なベテラン管理職を福島へ専任配置するとともに、福島県内の自治体ごとに責任担当者を割り当てる等、現地の対応力を強化する。また、被害者の方々や各自治体等に対し、賠償の進捗状況や今後の見通しについて機構とも連携し積極的に情報をお知らせすることにより、生活再建や事業再開を検討する上での参考にしていただく。
- ・ 類型化した一律の賠償方式から、個別の事情をお伺いして事故との相当因果関係を確認させていただく方式への変更など、賠償方針に変更がある場合は、事前のダイレクトメール送付や関係団体等への丁寧な説明に加え、ご確認に際しては、ご請求者さまへの電話連絡や対面等により個別の事情を十分お聴きするとともに、必要に応じて柔軟な対応を図るなど、被害者の方々に徹底して寄り添っていく。

iii) 和解仲介案の尊重

- ・ 紛争審査会の定める中間指針第四次追補においては、東電に対して、指針で賠償対象と明記されていない損害についても、指針の趣旨を踏まえ、合理的かつ柔軟な対応と被害者の方々の心情にも配慮した誠実な対応を求めている。東電としては、かかる指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続きを実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化などに引き続き取り組む。

【ADRの対応状況（2014年6月末現在）】

申立件数（東電送達件数）	11,526 件
解決件数	8,888 件
全部和解件数	7,346 件
取下げ件数 等	1,542 件
継続件数	2,638 件
うち、一部和解件数	298 件
うち、仮払和解件数	9 件

※和解金額は約 1,246 億円。

③ 除染等費用の支払いの円滑化

現時点での環境省の試算等によれば、除染費用は約 2.5 兆円程度、中間貯蔵施設の費用は約 1.1 兆円程度と見込まれているが、これらは交付国債発行限度額の算定のためのものであり、計数の精査、事業進捗等に応じた随時見直しが行われることとされている。

閣議決定では、国による除染などの作業の取り組みを加速するため、東電の除染などの費用の支払について、「除染・中間貯蔵施設費用の求償に対して東京電力は支払うこととなるが、その対応を一層円滑にするため、同社の自律的な資金調達を阻害しないための財務会計面の対応について、その導入に向けて、関係省庁・機構・東京電力が連携して検討する。」こととされた。

そのため、東電と機構は、閣議決定を踏まえ、除染・中間貯蔵施設費用について、放射性物質汚染対処特措法に則り、環境省等からの求償に真摯に対応するとともに、除染作業の迅速かつ確実な実施を確保する観点も踏まえ、除染費用等の具体的な費用の見通しが可能となった時点で、速やかに資金援助の申請を行うとともに、機構が国による求償内容を公正にチェックし、資金の管理・支払いを行えるよう、原子力損害賠償支援機構法第 55 条の規定を準用した支払いの仕組みを検討する。

国に対しては、除染費用等の具体的な見通しの提示や、閣議決定を踏まえた上記の仕組みの導入に向けた必要な協力などを要請する。

(4) 福島復興に向けた取り組みの深化

東電は、「福島県民の皆さまの苦しみを忘れずに共に再生するため、地元に着目して責任を全うし地域に貢献する」との想いを表象するものとして、福島復興本社を2013年1月に福島県の浜通り地域に設立し、県内に4,000人規模の体制を整備してきた。

福島復興本社に配属された社員一人ひとりが、被災現場や避難場所に足を運び、福島復興のために何をしなければならないのか、何ができるのかを常に自身に問いかけながら、被災された方々や、地元自治体のご意見・ご要望を地道に承り、除染や復興の推進活動に全力を注いできた。また、福島復興本社以外の社員も、「10万人派遣プロジェクト」への参加により、被災された方々に直に接し、福島の現状を知ることによって、復興への想いを強くしている。

こうした取り組みを通じ、今後、一日も早い福島復興に向けて東電が注力すべき分野は、「住民の方々の早期の帰還に向けた生活環境の整備」、そして復興のエンジンとなる「産業基盤や雇用機会の創出」であると考え、新たな施策の検討・計画を行った。

さらに、2014年6月に「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会」（座長：赤羽一嘉 原子力災害現地対策本部長）が公表した報告書においては、新たな産業基盤の構築や地域再生等に関する様々な施策が提言されている。東電も、同研究会において廃炉作業を着実に進めるための施策や、地域の復興・再生に向けた取り組み等を提案している。

これからも、住民の皆さまに寄り添い、地元に着目した、きめ細かい活動を行っていくとともに、今までの活動を通じて得られた、ご意見・ご要望・お叱り、自ら積み重ねてきた経験も生かしつつ、福島復興に向けた取り組みを深化させていく。

① 早期帰還に向けた生活環境の整備

住民の皆さまの帰還に際しては、放射性物質への不安を感じることなく、安心して暮らせる環境と、農業・商工業など暮らしと密着した産業の再生という生活環境の整備が不可欠である。

このため、東電は、福島復興本社の機能強化を図るとともに、地元自治体のご意向も踏まえながら、「10万人派遣プロジェクト」による社員派遣や国の実施する除染作業の加速化へ向けた協力など、人的・技術的資源を集中投入することで、生活環境の整備を推進し、住民の方々の早期帰還に向けて全

力を尽くす。

i) 早期帰還に向けた人的・技術的資源の集中投入

東電は、今後早期帰還が可能となる地域について、帰還を希望される方全員のご自宅を対象に清掃・除草及び屋内・敷地内の線量測定等を行う。また、帰還する住民の方々の生活環境や生活パターンに応じて個人線量を計測し、追加被ばく線量に関する情報をご提供する。

さらに、帰還予定の方々には高齢者も多く含まれることから、これまで浜通り地域 9 市町村で 70 回以上実施してきた介護技術・知識を習得するための講習会等を、早期帰還が可能となるすべての地域において開催する。

ii) 農業、漁業、商工業再開に向けたご協力

ア) 早期帰還後の速やかな営農再開に向けたご協力

農業は、単なる一産業にとどまらず、自家消費等を通じた住民の方々の“いきがい”であり、帰還の意思を固めるための大きな要素でもある。そこで東電は、「10 万人派遣プロジェクト」による現地派遣社員も活用し、田畑周辺の除草やモニタリング等の人的・技術的なご協力を行う。

また、本格的な営農再開や農業雇用の創出・確保に向けては、地域や東電の取り組みに加え、植物工場の建設誘致等、国と連携して最大限の取り組みを行う。

イ) 漁業の本格再開に向けたご協力

汚染水問題等により風評被害が継続している漁業の再開は、復興の本格化を示す大きな要素である。東電は、既の実施している海水モニタリングのみならず、魚介類のサンプリング調査により、発電所周辺への影響を定期的に評価・公表する。また、漁業関係の風評被害の払拭に向け、技術開発等の取り組みを進めていく。

ウ) 早期帰還に必要な商工業再開に向けたご協力

商工業の再開は、「衣」・「食」の分野で帰還後の生活の利便性を向上させ、雇用の創出にもつながるため、地域の復興に向けては必要不可欠な要素である。東電は、早期帰還が可能となる地域において、商店や事務所等の片付けや清掃、構内の除草、がれきの撤去、労働・執務環境の線量測定等、事業再開に向けたご協力を積極的に展開する。

また、福島復興本社における福島県内の事業者からの資材調達については、これまでに約 740 億円の実績（2011 年 4 月～2014 年 3 月）となっているが、今後も引き続き積極的に推進する。

② 産業基盤や雇用機会の創出

福島原子力事故は、従来の原子力発電所関連の直接雇用のみならず、周辺地域の産業及びそこから生まれる間接的な雇用をも奪い去ってしまった。東電は、福島復興の中核となりうる産業基盤の整備や雇用機会の創出に向け、人材面・技術面・資金面における自らの資源を積極的に投入する。

i) 「先端廃炉技術グローバル拠点構想」の推進

事故炉の廃炉は世界にもほとんど前例のない国家的難題であり、その解決のためには、国内外の英知を結集して廃炉や放射性廃棄物処理に必要な最先端技術の研究開発を行い、成果を速やかに実施に移していくことが必要である。また、浜通りのエネルギー産業を支えてきた地元産業界と連携し、地域に根ざした雇用を継続的に確保することも必要となる。

そのため、東電は、廃炉や放射性廃棄物処理に資する複数の研究開発拠点や、新産業拠点の整備を「先端廃炉技術グローバル拠点構想」としてとりまとめ、独立行政法人日本原子力研究開発機構（JAEA）等の行う拠点整備との整合もとりながら、「廃炉に向けた課題解決」と「原子力に代わる新たな雇用機会創出」を同時に実現していく。具体的な研究開発拠点、新産業拠点としては、以下のようなものが考えられる。

ア) ロボット開発用モックアップセンター

本センターでは、福島第一原子力発電所の着実な廃炉に必要な遠隔操作機器・装置を開発・実証する。具体的には、高放射線環境や汚染水中等の過酷環境下で使用される遠隔操作ロボットの実証、実寸大の原子炉格納容器下部模擬設備を用いた漏洩箇所調査・補修・止水技術の実証、並びに燃料デブリ取り出しのための機器装置実証等を行う。また、実機適用前の作業教育・訓練の場としても活用する。東電は廃炉の各段階で必要となる遠隔操作技術の内容を明確にし、本センターで行われる研究開発を積極的に促進する。

イ) 燃料デブリ等高放射性物質分析のための分析センター

本センターでは、燃料デブリ及び放射性廃棄物の性状把握や、放射性廃棄物の処理・処分に関する技術開発、並びに測定の難しい核種の分析

手法の開発を行う。なお、本センターは、分析試料の輸送を容易かつ安全に行うため、福島第一原子力発電所構内もしくは隣接地に設置する。また、通常より高線量の試料を扱うために必要な重遮蔽セルやマニピュレータ等を備え、これまでにない最先端の放射性物質の研究拠点とする。東電は廃炉の各段階で必要となる分析・研究開発の内容を明確にし、本センターで行われる分析・研究開発を積極的に促進する。

ウ) リサイクルセンター

本センターは、インフラ整備など復興の加速化に向け、帰還、事業再開、開発工事等の過程で排出された金属、コンクリート等のリサイクルを促進するための複合施設として設置する。国の進める廃棄物処理との連携を図りつつ、リサイクルルートの確保を前提に、比較的低線量の放射性物質に汚染された各種リサイクル素材も対象とする。東電は国、自治体と連携しながら、実現に際しては人材面・技術面・資金面において貢献を行う。

エ) 周辺施設のバックオフィスや国際会議場等のサテライトセンター

上記ア)～ウ)のような福島第一原子力発電所周辺の諸施設をより有機的・統合的に機能させるために、数百人規模の人員が常時滞在しうるサテライトセンターを設置する。例えば、各施設のバックオフィスや若手研究者育成を目的とした国内及び海外の大学の研究室、国際会議が可能な会議施設、宿泊施設等の施設群を設置することが考えられる。東電は国、自治体と連携しながら、具体化に向けた将来の産業ビジョンの作成に取り組むとともに、実現に際しては人材面・技術面・資金面において貢献を行う。

オ) 福島廃炉技術開発センター（仮称）

復興に向けて国内外の英知を集めた技術を迅速、確実に実践に移していくため、浜通り地域に東電の組織として「福島廃炉技術開発センター（仮称）」を設置することを検討・実施する。本センターにおいては、東電の技術開発センターのうち、廃炉等の現場第一線の取り組みを技術面からサポートしている機能の強化を目指し、試験・研究施設を新たに設置するなど、一層の機能充実を図る。

上記ア)～オ)について、東電は、国や地元自治体と密に連携しながら、5年以内の具体化に向けて、将来の産業ビジョンの作成に主体的に取り組むとともに、個別拠点の実現フェーズにおいては、人材面・技術面・資金

面において最大限の貢献を行っていく。

また、国内外の英知を集める観点から、原子力関連メーカー、大学、研究所の誘致など、研究開発施設の集積に係る取り組みに協力する。

ii) 世界最新鋭高効率石炭火力の建設による産業・雇用創出

東電は、福島県の経済再生を後押しする産業基盤や雇用機会の創出、火力発電技術の高度化のために、広野火力発電所（双葉郡）及び常磐共同火力株式会社勿来発電所（いわき市）に、それぞれ 50 万 kW 級の世界最新鋭の高効率石炭火力発電所（IGCC）を各 1 基建設・運転する実証プロジェクトを立ち上げた。

プロジェクトが進展すれば、建設最盛期には両地点で最大 2,000 人／日規模の雇用が見込まれるなど、福島県内への経済波及効果は、1 基あたり総額 800 億円程度と試算される。

IGCC は、世界で資源量が最も豊富な石炭の多様な炭種を利用できること、従来の石炭火力に比べ約 15% の二酸化炭素排出量が削減されること等のエネルギー・環境問題の改善に寄与する我が国が誇る先端技術であり、本プロジェクトにおいて 50 万 kW 以上という規模の技術実証を行うことにより、クリーンコール分野で福島が世界を牽引していく拠点となることを目指す。

本プロジェクトを通じた早期の雇用機会の創出のためには、環境アセスメントの迅速化が不可欠である。また、依然、実証要素を含む技術であり、かつ、いわき市の小名浜東港（新設）を経由した石炭の二次輸送が必要となるため、建設コストや輸送コストを含む総事業費が従来の石炭火力に比べ割高となる。本プロジェクトの実現に当たっては、こうした点を解決するため、国、県、自治体、メーカー等の多様なご協力やご支援が不可欠であり、東電としても建設工期の短縮化など本プロジェクトの実現に向けて、最大限の努力をしていく。

環境アセスメントの迅速化や建設工期の短縮化が実現すれば、最速で 2020 年の東京五輪の開催までに少なくとも 1 基を竣工させ、電力供給の一翼を担う「オリンピック電源」としても位置づけることが期待される。

また、環境性能に優れた IGCC の技術基盤を福島で確立し、今後も石炭火力のニーズが高いアジア・中東諸国等に輸出することにより、従来型石炭火力を代替し、地球環境の改善に寄与していくことも可能である。こ

うした考え方に立ち、I G C Cの海外プロジェクトにも積極的に参画することを目指す。

我が国は海外プロジェクトで実現した二酸化炭素削減分を我が国削減分として計上できるという二国間オフセット・クレジット制度を有しており、国による枠組みの整備の下、東電はI G C Cの海外輸出に当たって、本制度を積極的に活用していく。

また、東電としては、海外プロジェクトの展開を見据え、当該2発電所及び周辺地域を多くの外国人エンジニアや研究者が往来する、火力発電所高度化の国際拠点にしていくことを目指す。東電は、その実現に向けて、運転保守等の先端技術ノウハウ習得やさらなる技術高度化を目的とするクリーンコール技術研修・研究センターの設置や、外国人受け入れの環境整備など様々な面でご協力やご支援を得るべく、関係者に働きかけを行っていく。

現在、両地点において、環境影響評価手続きが順調に進められている。

iii) 中小経年水力発電所の継続的設備改修による雇用創出等

福島県の猪苗代水系にある中小水力発電所を、今後の10年間で順次設備改修することにより雇用を創出する。工事資機材も、福島県内の事業者からの調達を最大限に推進する。

さらに、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」を活用して、設備改修した中小水力発電所から得た収益の一部は、教育・医療等の分野で福島の復興に資する取り組みに拠出する。

iv) 東電の一部業務の浜通り地域への移転

東電の給与計算等の労務人事関連業務の一部を2014年度上半期中に浜通り地域へ移転する。なお、お客さまへの資料郵送業務等、営業関連業務の一部について、2014年1月に浜通り地域へ業務移転した。

③ 福島復興本社の機能強化

福島復興本社は、原子力事故で被災された方々への賠償、除染、復興推進などについて、迅速かつ一元的に意思決定し、福島県の皆さまのニーズにきめ細やかに対応することを目的に設立された。

今後、住民の方々の早期帰還が始まり、復興に向けた産業基盤の整備が本格化することを踏まえ、福島県とも連携しつつ、地元のご要望にお応えでき

る企画立案機能、実行支援機能を含む賠償、除染、復興推進等に係る同本社の機能を一層強化する。

i) 福島復興本社の避難指示区域への移転

現在、Jヴィレッジ（楢葉町、広野町）内に設置している福島復興本사를、避難を継続されている方々の帰還に合わせて現在の避難指示区域内に移転し、住民の皆さまに寄り添った復興・除染推進の体制を再整備していく。

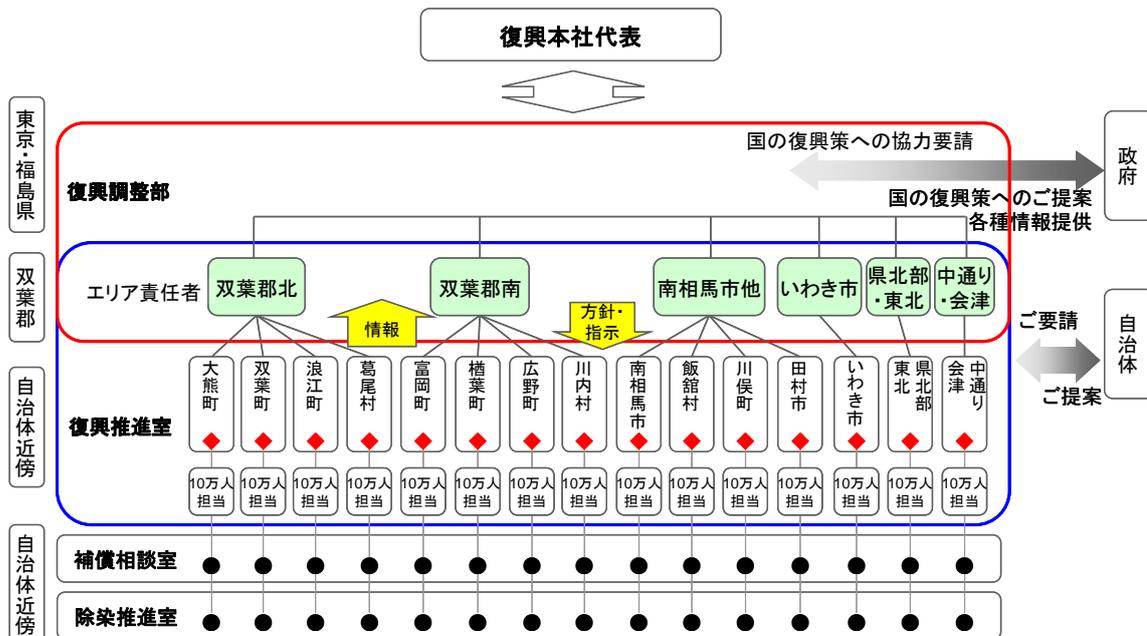
なお、2014年5月に福島県が発足させた「Jヴィレッジ復興プロジェクト委員会」に参加し、日本サッカー協会や地元自治体と協力して、Jヴィレッジを、本来の利用目的であるナショナルトレーニングセンターに再生し返還する。

ii) 福島復興本社の組織見直し・人員増強

福島復興を具体化するうえでは、福島県内の自治体や住民の方々のご意見・ご要望を現場でダイレクトに受け止め、迅速な対応を行うとともにそれを最大限反映した復興策を立案・実施していくことが必要である。東電は、被災された方々や、地元自治体のご意見・ご要望を地道に承ることに加え、ニーズ等を踏まえた復興策を自治体や政府等に広く提案する機能も強化し、復興の早期実現に全力を傾注する。

このため、福島本部に属する「復興調整室」を改編し「復興調整部」を設置するとともに、地域毎に責任者を配置し、賠償・復興・除染を横断的に対応する体制を確立することで、国や自治体との連携を強化し、産業基盤の育成や雇用創出にも主体的に取り組む。

これらの組織には、ベテラン管理職も専任配置し、これまで以上にきめ細やかな対応をはかっていく（福島復興本社全体で222名の専任管理職を配置。2015年度以降も継続し、合計で500人規模の配置を進める）。さらに、「10万人派遣プロジェクト」に基づく福島県各地への社員派遣を継続し、帰還者のご自宅の清掃・除草・線量測定など様々な分野での協力に今後とも取り組む。



復興推進室のエリアGM等(◆)が各自治体責任者となり、補償相談室・除染推進室(●)とチームで活動

iii) 「福島原子力事故・廃炉資料館（仮称）」の設立

福島県と県民に甚大な被害をもたらした福島原子力事故の記憶と記録を残し、二度とこうした事故を起こさないよう社内外に伝えていくことは東電が果たすべき責任の一つである。同時に、膨大かつ長期間にわたる廃炉事業の過程を体系的に資料化していくことも国内外の英知の結集と努力を継続させていく上で重要である。

県内外の国民及び海外来訪者が、福島第一原子力発電所の視察等の機会にご訪問いただけるよう、「福島原子力事故・廃炉資料館（仮称）」の設立を、現在の避難指示区域内を念頭に検討・実施する。

4. 事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全

<略>

(1) 福島第一原子力発電所の着実な廃炉の推進

<略>

(2) 原子力安全の確保

<略>

5. 東電の事業運営に関する計画

(1) 事業運営の基本方針

<略>

(2) 経営の合理化のための方策

<略>

(3) 持続的な再生に向けた収益基盤作り

<略>

(4) 経営責任の明確化のための方策

<略>

(5) 金融機関及び株主への協力要請

<略>

(6) 特別事業計画の確実な履行の確保

<略>

6. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

(1) 需給と収支の見通し

①需給の見通し

<略>

②収支の見通し^{3 4}

<略>

(2) 資産と収支の状況に係る評価

<略>

³ 2014年3月期決算(2014年4月30日発表)における営業収益は、一昨年実施した料金改定や燃料費調整制度の影響による電気料収入単価の上昇などにより、対前期比6,804億円の増収となる6兆4,498億円となった。一方、営業費用は原子力発電が全機停止するなか、為替レート的大幅な円安化の影響などにより燃料費が過去最高水準となったものの、全社を挙げて徹底的なコスト削減に努めたことなどから、対前期比2,629億円増となった。その結果、営業利益は対前期比4,174億円増益の1,519億円となった。

税引前当期純利益は、上記に加え、原子力損害賠償に係る特別利益の影響などから、対前期比1兆932億円増益の3,989億円となった。また、当期純利益については3,989億円となった。

その結果、2014年3月期の純資産は、対前期末比3,982億円増の1兆2,300億円となった。

⁴ 柏崎刈羽原子力発電所6・7号機は、2014年7月から順次稼働するものと計画上仮定しているが、現時点において原子力規制委員会の審査が継続中のため稼働に至っていない。こうした状況下、今後の同発電所の運転計画を示せる状況にはないことから、現段階では、収支計画を見直さないこととした。再稼働の時期が計画上仮定した前提から大きく遅延する場合には、電源構成変分認可制度の適用による値上げも制度上可能とされているが、その実施については実際の再稼働時期や費用削減余地について本年末まで慎重に見極めたいうえで判断していくこととなる。

なお、2014年3月期の諸元を前提とすれば、同発電所の再稼働遅延により自社火力の焚き増しが必要になることに伴い、1基が1ヶ月遅延するごとに燃料費は120億円～180億円程度増加すると想定される。

7. 資金援助の内容

(1) 東電に対する資金援助の内容及び額

機構は、東電による賠償金の速やかな支払いを確保するため、2014年1月に認定された新・総特において要賠償額の見通し4兆9,088億4,400万円から、原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東電が受領している1,200億円を控除した金額4兆7,888億4,400万円を、損害賠償の履行に充てるための資金として2014年度までに交付することとしていた。しかしながら、要賠償額の見通しが5兆4,214億3,900万円となったため、機構は東電に対し、当該要賠償額から上記1,200億円を控除した5兆3,014億3,900万円を損害賠償の履行に充てるための資金として交付する。なお、交付の時期については、既に機構が交付した4兆2,496億円を控除した金額を、2015年度までに交付することとする。

(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項

今後も被害者の方々に対する賠償金支払いに万全を期するため、緊急の対応が必要となる場合に備えて、機構において機動的な対応をとることが必要である。

このため、閣議決定において、機構が損害賠償のために十分な資金援助のための資金枠を準備することを目的として示された試算値を踏まえ、平成26年度予算において計上されている4兆円（これまで交付を受けた分と合わせ、累計9兆円）の国債の交付を受けた。

また、機構が資金援助のための資金を確保するため、2014年度においても2013年度に引き続き4兆円の政府保証枠が計上されている。機構はこの政府保証枠を活用し、今後も必要に応じ金融機関から必要な資金を調達する。

8. 機構の財務状況

機構が平成 26 年度に収納することとなる平成 25 年度の一般負担金 1,630 億円及び特別負担金 500 億円については、被害者の方々を対象とする相談業務の実施や東電に対するモニタリングの実施等に充当し、残余が生じた場合は国庫に納付することとなる。